

「福崎町文化財保存活用地域計画作成支援業務委託」公募型プロポーザル実施要項

福崎町（以下「町」という。）は、文化財保護法第183条の3の規定に係る文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）の作成支援業務を委託する事業者の選定を行います。事業者の決定にあたって、効果的で現実性の高い地域計画作成するためには、文化財・まちづくり等の専門的知識や、文化財の保存活用のための計画作成に関する経験が必要であることから、プロポーザル（企画提案）方式を採用し、業者選定を行うことにしました。

この要項は、地域計画作成支援業務委託に係る民間事業者からの提案に関して、必要な事項を定めたものです。

1 業務名

社会教育第6号 令和2年度福崎町文化財保存活用地域計画作成支援業務

2 事業概要

(1) 業務内容

「福崎町文化財保存活用地域計画作成支援業務委託仕様書」（別紙1）令和2年度業務のとおり

(2) 委託期間

契約締結日（令和2年6月予定）から令和3年3月31日（水）まで

(3) 見積限度額

4,600千円（消費税含む）

（令和3年度は4,400千円（消費税含む）、令和4年度は2,100千円（消費税含む）を予算要求予定。）

3 選定方法

(1) 事業を委託する事業者（以下「受託者」という。）は、公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

(2) 応募のあった事業者の企画提案書を、福崎町文化財保存活用地域計画作成支援業務委託審査委員会（以下、「委員会」という。）において審査のうえ、1事業者を選定する。

4 応募資格

応募者は、次の要件の全てを満たすこととする。

(1) 文化庁の規定する「文化財保存活用地域計画」又は「歴史文化基本構想策定業務」に精通し、過去5年以内で同種業務の実績を有すると認められる者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和2年度福崎町入札参加資格審査申請を行っている者であること。
- (4) 福崎町入札参加資格制限基準（昭和47年福崎町告示第19の3号）に規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

5 企画提案に係るスケジュール

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 募集要項、仕様書等公表 | 令和2年4月24日（金） |
| (2) 業務実施に係る質問の受付 | 令和2年4月24日（金）～5月1日（金） |
| (3) 質問への回答 | 令和2年5月11日（月） |
| (4) 参加申込書の受付 | 令和2年5月18日（月）まで |
| (5) 企画提案書等の受付 | 令和2年5月27日（水）まで |
| (5) プロポーザルの実施 | 令和2年6月上旬 |
| (6) 審査結果公表 | 令和2年6月上旬 |
| (7) 契約の締結 | 令和2年6月中旬 |

6 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、「質問書」（様式2）に記載し、電子メールまたはFAXで社会教育課に提出すること。

メールの件名は、「福崎町文化財保存活用地域計画 質問書（事業者名）」とし、FAXの場合は、送付後社会教育課へ確認の電話をすること。

※その他の方法（電話・来庁等）による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和2年5月1日（金） 17時必着

(3) 回答方法

回答は電子メールにより、令和2年5月11日（月）に、全ての質問内容及び回答を全応募者に対して通知する。

7 参加申込書等の提出

プロポーザルへの参加者は「参加申込書」（様式1）に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、持参または郵送により社会教育課へ提出すること。なお、企画提案書を同時に提出すること

も可能とする。

(1) 申込受付期限

令和2年5月18日（月） 17時必着

(2) 提出先

〒679-2280

兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116-1

福崎町教育委員会 社会教育課

(3) 参加辞退届

参加申込書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式3）を記入し、持参または郵送で提出すること。

8 企画提案書等の提出

参加者は、「福崎町文化財保存活用地域計画作成支援業務委託企画提案書作成要領」（別紙2）を参照のうえ作成し、一括して持参または郵送により提出すること。郵送の場合、到着確認ができる形で提出すること。

(1) 提出部数

印鑑を押印したもの 1部

印鑑を押印していないもの 9部

(2) 提案書受付期限

令和2年5月27日（水） 17時必着

(3) 提出先

福崎町教育委員会 社会教育課

9 審査について

(1) 審査委員会

受託者の選定は、「福崎町文化財保存活用地域計画作成支援業務委託審査会」（以下「審査委員会」という。）が行う。選定にあたっては、提出資料（参加申込書及び企画提案書等）を審査し、最も優れた提案を行った者を1者選定する。審査によって選定された者が、辞退又は契約の時点において資格がないと認めた時は、次順位の者を受託者とする事ができる。

(2) プレゼンテーション

ア 日程・場所

日 程 令和2年6月上旬 ※詳細は別途通知。

場 所 福崎町役場

イ 実施内容

(ア) 提出資料を基にプレゼンテーション（説明）とヒアリング（質疑）を行う。

(イ) 持ち時間は、1者につきおおむね30分とする。（説明20分、質疑10分）

- (ウ) プレゼンテーションは企画提案書等の掲載内容のみで行うものとし、追加資料の提出は認めない。
 - (エ) パソコン、プロジェクター等の使用により提案内容の説明を行う場合は、各自準備すること。(スクリーンは役場で準備する。)
 - (オ) 参加者は3人までとする。
- (3) 審査結果

審査結果は、令和2年6月上旬に参加者全員に郵送で通知するとともに、本町のホームページで公表する。なお、提案者は、本プロポーザルに関する一切の事項について異議、その他苦情の申出をすることはできない。

10 業務委託契約について

受託者と本町が協議し、「令和2年度福崎町文化財保存活用地域計画作成支援業務委託仕様書」を確認したうえで契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託者と本町の協議により最終的に決定する。

また、本支援業務委託の委託料は、見積限度額4,600千円(税込み)を上限とする。

11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、参加者及び参加申込者の負担とする。
- (2) 参加手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限後の提出資料の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (4) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (5) 契約保証金は、契約金額の10/100以上とする。ただし、福崎町財務規則により免除することができる。

12 問合せ先及び提出資料の提出先

〒679-2280

兵庫県神崎郡福崎町南田原3116-1

福崎町教育委員会 社会教育課 (担当:長谷川)

電話 0790-22-0560 ファックス 0790-22-0630

電子メール syakai@town.fukusaki.lg.jp